

令和 8 年 4 月 2 1 日
株式会社 但馬銀行

貸金庫規定等の改定について

平素より但馬銀行をご利用いただきありがとうございます。

金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正等を受け、貸金庫業務のさらなる適正化を図るべく、下記の通り関連規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定日以前にご契約いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

当行は今後も、お客さまに安心して貸金庫をご利用いただけますよう、管理態勢強化やサービスの改善に努めてまいります。

記

一、改定の対象となる規定

- ・貸金庫規定
- ・自動貸金庫規定

二、改定内容

1. 主な改定内容

(1) 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加

日本円^{*}、外貨とも貸金庫内で現金の保管はできません。

現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、次回ご来店時等に、現金をお取り出しいただきますよう、お願いいたします。

※ 日本円のうち、以下の2点が格納いただけない現金となります。

ア. 日本銀行ホームページ「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣

イ. 上記ア. と肖像が同一である銀行券（2007年（平成19年）発行停止の一万円券（福沢諭吉））

詳しくは、[日本銀行ホームページ](#)をご確認ください。

(2) 貸金庫にかかる利用目的の申告

貸金庫を適正にご利用いただけるよう、契約時および継続時に利用目的をご申告いただきます。

2. 新旧対照表

[こちら](#)をご参照ください。

3. 改定日

令和8年9月1日（火）

以 上

本件に関するお問い合わせは、お客さまの貸金庫のお取引店へお願いいたします。